

# 不法投棄は犯罪です。



不法に放置された車



野積みされた廃材など

6月の環境月間にあわせ、対馬市、対馬保健所、警察署、長崎県産業廃棄物協会对馬吉岐支部など関係者による不法投棄パトロールを実施しました。今回のパトロールで目立ったケースとして

空き地に家屋廃材、がれき等が適正に処理されず野積みされている。

山林に生活ごみ、廃家電等が投棄されている。使用済自動車が道路敷や山林に放置されている。以上のケースは、どれも法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に違反しています。

不法投棄に対する罰則は、産業廃棄物、一般廃棄物とも共通です。

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰

金、又はこれらが併科され、会社が関わった場合には、会社にも1億円以下の罰金が科せられます。

## 最近の検挙事例

### 家庭ごみを投棄したケース

自宅から排出した家庭ごみ(ペットボトル容器)等約2.5kgを路上に不法投棄したも 罰金5万円  
自宅から排出した家庭ごみ(生ごみ)等0.5立方メートルを空地に不法投棄したも 罰金30万円  
自宅から排出した家庭ごみ(冷蔵庫1台、テレビ1台、電子レンジ1台)等約270kgを山林に不法投棄したも 罰金50万円  
自宅から排出した家庭ごみ(雑誌、空き箱、ごみ入りポリ袋)等約23kgを駐車場に不法投棄したも 罰金30万円

### 産業廃棄物を投棄したケース

肥料の製造・販売等を業とするA社の代表取締役B及び取締役Cは、知事の登録を受けないで家屋解体工事業を営み、産業廃棄物である木くず等約23立方メートル、ガラスくず等約32立方メートル、コンクリートくず等527立方メートルを従業員らに不法投棄させたも  
A社 罰金800万円、代表取締役B 懲役2年、取締役C 懲役1年執行猶予3年  
産業廃棄物の収集運搬業を業とするA社の取締役Bが産業廃棄物であるコンクリートくず、木くず等約113.49立方メートルを従業員C、D、Eらと共に不法投棄したも  
A社 罰金800万円、代表取締役B 懲役3年執行猶予4年

## 廃棄物対策課コーナー

対馬市廃棄物対策課

0920(53)6111

対馬の自然環境とみんなの生活環境を守るため  
ごみの不法投棄は、しない! させない! 許さない!

知らなかったでは通りません。安易にポイ捨てしていませんか? 不法投棄は犯罪です。

## 『オオキンケイギク』は 特定外来生物として 栽培等が禁止されています



オオキンケイギクは、対馬では5月から6月にかけて濃い黄色の花を咲かせるとてもきれいな花ですが、繁殖力が強く、生態系への被害を及ぼす可能性があると、特定外来生物に指定され、原則として栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが禁止されています。

1例として、個人で違反した場合は、最高で懲役3年以下もしくは、300万円以下の罰金が課せられるなど、内容によっては非常に重い罰則が課せられます。

くれぐれも、ご注意ください。

対馬市観光交流課 自然共生班

0920(53)6111

# 「わがまち再発見！」

シリーズ文化財の紹介

## 国指定史跡「矢立山古墳群」



3号墳

対馬の歴史を記した図書のひとつに1928年（昭和3）発行の『対馬島誌』があります。そのなかに厳原町の佐須にある「岩屋」の記述が見えます。これによると、「佐須村下原の小茂田境の路の上に、岩屋があり、垂仁天皇の皇后とも言われる狭穂姫という人が「久根の矢立山（矢立山）」に行く前に隠れていた場所と伝えられている、ということです。

この岩屋こそが現在、国指定史跡になっている矢立山古墳群だっただけです。そして対馬島誌の発行から過ぎること20年、1948年に京都大学の梅原未治教授を隊長とする東亜考古学会によって初めて矢立山古墳群は本格的な調査がされました。その結果、古墳群は7世紀に作られた2基の円墳で、太刀や銅鏡といった副葬品があり、2号墳は石室の平面がT字形になっているなど様々なことがわかりました。内容の重要性から1976年に国指定史跡になり、以後対馬の古墳時代を知る貴重な遺跡として保護されてきました。

ところが近年の調査で、1号墳、2号墳は実は3つの段を持つ方墳であること、2基の東にもう1つ古墳があることが確認されました。これにより矢立山古墳群は九州だけでなく全国的にも重要な遺跡であることが研究者、国、県に認められたのです。



2号墳

遺体を安置する横穴式石室

現在は教育委員会で保存修理事業を継続中ですが、この貴重な文化財を市内外に広く発信できるように努力していきます。

矢立山古墳群

\* 厳原町下原に所在。1号墳、2号墳は3段築成の方墳で3号墳は拳大から人頭大の石を積んだ長方形の積石塚。3基とも遺体を安置する主体部は横穴式石室。7世紀中ごろから後半にかけて作られた古墳時代終末期の古墳。段築方墳は6世紀末ごろに畿内の天皇陵などで採用されたもので、地方では有力者の墓に使われた。しかし地方では段築のものは少なく、矢立山古墳群は畿内のと言える。

対馬市教育委員会 文化財課  
0920(54)2341

## 浅茅湾観光は市営渡海船「ニューとよたま」で!!

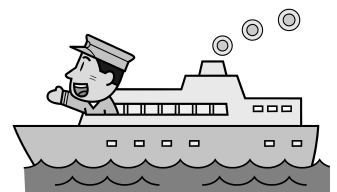
市営渡海船「ニューとよたま」は、定期運航時間外の午前9時から12時までの間、浅茅湾の周遊観光や貸切運行を行っています。（事前の予約が必要です）

雄大な浅茅湾の自然を「ニューとよたま」で満喫されてはいかがでしょうか。



|                          |                         |  |   |
|--------------------------|-------------------------|--|---|
| <b>Aコース</b><br>所要時間：60分  | 27,000円                 | 樽ヶ浜～鋸割・城山～樽ヶ浜<br>樽ヶ浜～仁位（貸切のみ）<br>加志々～樽ヶ浜（貸切のみ） | 樽ヶ浜～和多都美～樽ヶ浜<br>仁位～樽ヶ浜（貸切のみ）<br>樽ヶ浜～加志々（貸切のみ）             |
|                          | <b>Bコース</b><br>所要時間：90分 | 36,000円  | 樽ヶ浜～鋸割・城山～和多都美～樽ヶ浜<br>樽ヶ浜～万関～鋸割・城山～樽ヶ浜<br>樽ヶ浜～万関～和多都美～樽ヶ浜 |
|                          |                         |  | 仁位～和多都美～鋸割・城山～樽ヶ浜（貸切のみ）<br>仁位～和多都美～鋸割・城山～万関～樽ヶ浜（貸切のみ）     |
| <b>Cコース</b><br>所要時間：120分 | 45,000円                 | 樽ヶ浜～鋸割・城山～和多都美～万関～樽ヶ浜                          |   |

乗り合い（4人以上）  
 Aコース 1人：2,000円  
 Bコース 1人：3,000円  
 Cコース 1人：3,500円



問い合わせ先 対馬市豊玉支所 地域振興課 0920(58)1111